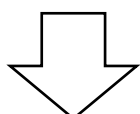


いじめ対応フローチャート図

<いじめへの気づき>

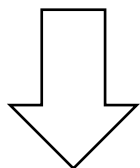
- ・いじめアンケート調査による訴えがあった
- ・個人懇談や二者懇談を通じた聞き取り調査において生徒や保護者からの訴えがあった
- ・養護教諭やスクールカウンセラーなどへの相談があった
- ・その他、生徒や保護者からの相談や訴えがあった
- ・日常的な生徒やクラスの観察において、いじめの兆候が見られた
- ・上記のほか、他の生徒からの情報提供など、いじめの可能性のある情報を把握した



速やかに情報共有（一人で判断せず、全ての情報を速やかに報告する）

<いじめ情報（疑いを含む）の報告>

○情報を得た職員 ⇒ 学年主任・生徒指導部長 ⇒ 教頭・副校長 ⇒ 校長




校長が「いじめ防止対策委員会」を緊急開催する
事実確認や対応の方針等は委員会において検討・決定する

いじめ防止対策委員会

<構成員>

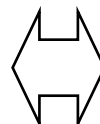
校長・教頭・生徒指導部長・教務部長・学年主任
養護教諭・スクールカウンセラー・関係教諭
※寮内事案：寮監長、副寮監長、関係寮教諭も参加

<活動・役割>

- 入手した情報の報告・整理、共通理解
- 調査方針、役割分担等の決定
- 調査、聞き取りの実施
- 情報集約、事実関係の把握
- 調査資料の整理、保護者への連絡
-  （調査等の結果、いじめと認知した場合）
- 指導方針・体制の決定、組織的な指導・支援の実施
- 継続指導・経過観察 ⇒ いじめ解消の判断



職員会議
（報告・共通理解）



関係機関への相談等
（警察、医療・福祉機関等）



保護者との情報共有
（被害生徒・加害生徒双方）



道庁への報告・相談
（重大事態に該当する場合等）